

商品概要説明書

マイカーローン

(令和6年8月1日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	以下の全ての条件に適合する者とする。 <ul style="list-style-type: none">・ J Aの地区内に住所を有する者、または、県内に居住し地区内に勤務地を有する者であること。・ 株式会社ジャックスの保証を受けられる者。・ 借入申込時の年齢が満18歳以上、完済時年齢が80歳未満・ 返済可能な収入が見込まれること。・ 借換の場合は直近3ヶ月以内に返済遅延の無いこと。
資金使途	・ 本人または家族が必要とする以下の資金（下記借入に付帯する諸費用を含む） ただし、事業性資金、投機性資金、個人間売買は除く なお、家族は配偶者・親・子を対象とし、本人との同居を条件としない <ul style="list-style-type: none">・ 自動車（軽トラック・自動二輪車を含む）購入資金及び付帯資金 また購入に際して下取車がある場合、その残債の合算も対象とする・ 融資実行後に購入予定のカー用品等購入資金（但し、同時申込みに限る）・ 車検費用、整備費用、修理費用、運転免許取得費用、カー用品等の購入・取付資金および付帯費用・ マイカーローン借換資金（自・他金融機関とも対象） 残価設定型ローンの残価部分の借換も対象とする 複数契約の一本化も対象とする 事故等で既に車両がない場合も対象とする 家族名義のマイカーローンの借換資金の合算も対象とする・ 車庫・カーポート建設費用および付帯費用・ 上記の合算資金・ 上記の使途で、申込日より1ヶ月以内に支払済の頭金等の資金
借入金額	・ 10万円以上1,000万円以内（1万円単位） 融資実行後に購入予定のカー用品等購入資金は30万円以内とする 車庫・カーポート建設費用および付帯費用にあつては100円以内とする 資金使途が借換のみの場合は全額一括償還に要する金額を上限とする
借入期間	・ 6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）とする。 資金使途が借換資金のみの場合でも、借換対象ローンの残存期間は問わない
借入利率	・ 次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入れ利率には、年0.68%の保証料を含みます。 ・利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額はお借入金額の50%以内とし、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務取扱手数料として1,100円（消費税等含む。）が必要です。 ・ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合…5,500円 ・一部繰上返済の場合…5,500円 ・ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総務企画部企画管理課（電話：0765-72-1190）にお申し出ください。当JAでは規則の規定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務企画部企画管理課または富山県JAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・印紙税が別途必要となります。 ・現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。